

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和元年 9 月 25 日

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年 4 月における職員給与と民間給与を調査し、精密に比較した結果、月例給については、本市職員の給与が民間給与を 36 円 (0.01%) 下回っていました。本委員会としては、較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、月例給の改定を行わないことが適当であると判断しました。

特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を下回っていたため、0.05 月分引き上げる必要があると判断しました。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

職員におかれましては、高い倫理観と強い使命感を保ちつつ、一人ひとりが職務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、その能力を最大限に発揮することにより、多様化・複雑化する市民ニーズに適時・適切に対応し、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望いたします。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。